

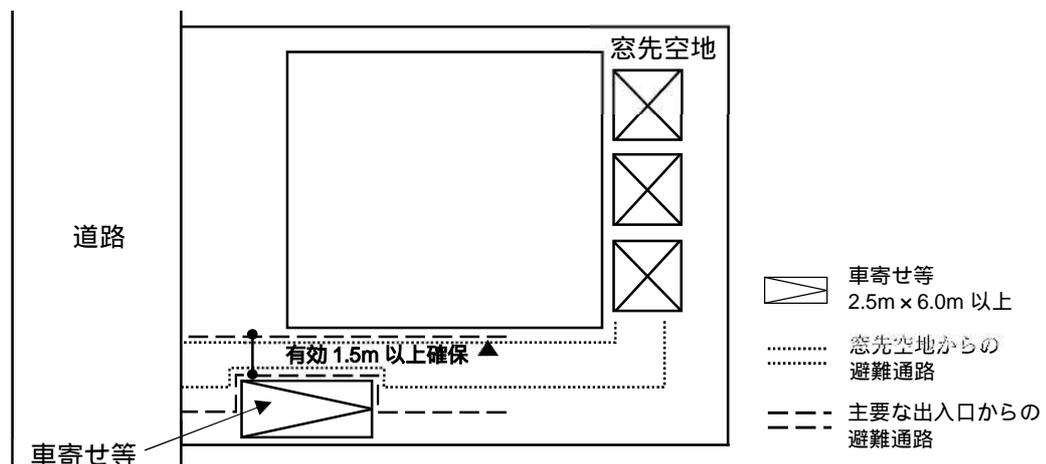
練まち条	法第 35 条、都安条第 5 条、第 17 条、第 19 条	作成（改訂）日
	敷地内の通路、他	令和 4 年 3 月 1 日

練馬区まちづくり条例による車寄せ等と 避難規定について

練馬区まちづくり条例により設置される車寄せ¹および一時停車空地²（以下、車寄せ等という。）と建築基準法施行令第 128 条、第 128 条の 2、東京都建築安全条例第 5 条、第 17 条、第 19 条ほかで規定される通路、窓先空地等との兼用の可否は以下の通りとする。なお、車寄せ等と通路を兼用する場合にあっては、通路の幅員は車寄せ等を避けて有効 1.5m 以上確保すること。

【車寄せ等との兼用の可否】

- 令第 128 条（敷地内の通路）不可
- 令第 128 条の 2（大規模な木造等の建築物の敷地内における通路）可
- 都安条第 5 条第 1 項（主要な出入口からの通路）可
- 都安条第 5 条第 2 項（50cm 以上の通路）不可
- 都安条第 17 条（主要な出入口からの通路）可
- 都安条第 19 条第 1 項（窓先空地）不可
- 都安条第 19 条第 2 項（窓先空地からの通路）可



1 車寄せ

練馬区まちづくり条例に係る特定用途建築物（ワンルーム形式の集合住宅、寄宿舍など）に設置

2 一時停車空地（自動車が一時的に停車できる空地）

特定用途建築物以外で、敷地面積 1,000m² 以上かつ 15 戸以上の集合住宅に設置